

中国産にんじんの農薬基準値超過事例について

(令和2年11月21日15:00現在)

東区保健福祉センター衛生課食品係 (東保健所) 担当: 中島、池田 TEL: 645-1113 保健福祉局生活衛生部食品安全推進課 食品衛生係 担当: 宮尾、山崎 TEL: 711-4277 (内線 2258、2259)

1 概要

令和2年11月20日(金)に厚生労働省から「検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産生鮮にんじんから農薬ジメトモルフが食品衛生法で定める基準値を超えて検出された。」との連絡があり、本日、東区保健福祉センター(東保健所)は、同法第54条第1項に基づき当該食品の輸入者に対して回収命令を発出した。

2 輸入者の所在地、氏名

所在地 福岡市東区箱崎ふ頭五丁目2番22号
氏名 株式会社まる 代表取締役 百富 進

3 違反内容

ジメトモルフが基準値超過(食品衛生法第13条第3項違反)

検出値 0.03 ppm

基準値 0.01 ppm

4 違反食品

品名 生鮮にんじん
数量 2,274 カートン (25,500kg)
原産国 中国
輸入日 令和2年11月9日(月)

5 処分内容

当該違反食品の回収(食品衛生法第54条第1項適用)

6 輸入者に対する指導事項

- (1) 違反食品の流通先への情報提供
- (2) 違反原因の調査及び再発防止対策
- (3) 回収品の廃棄、積戻し等

7 その他

出荷された 723 カートンについては、すでに輸入者が自主的に回収に着手している。なお、残りの 1,551 カートンについては、出荷されておらず流通していない。

ジメトモルフについて

- ・日本では、トマト、キャベツ、じゃがいも等に殺菌剤として使用されています。
- ・ADI（許容一日摂取量）は体重 1 kg あたり 0.11mg/day です。
- ・今回検出された濃度は、仮に体重 60kg の人が一生涯毎日 220kg 食べても健康に影響のない値です。